



福県医発第1474号(地)

平成16年11月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋



結核予防法の一部を改正する法律等の施行について

標記の件につきましては、平成16年10月26日付け福県医発第1343号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、日本医師会からも別紙のとおり同様の通知があり、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部(局)感染症担当者宛に発出された「結核予防法改正等に関する御質問について(回答)」の添付がありましたので、再度会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

本改正は、医師等の責務について責務規定が整備されたこと(法第3条の2関係)、定期健診の対象者、定期及び回数について、効率化・重点化を図る観点から見直すこととしたこと(法第4条第1項及び第3項関係)、ツベルクリン反応検査による不必要な予防内服等の弊害を回避すること等の理由から、ツベルクリン反応検査を行わずに定期の予防接種を行うこととしたこと(法第13条関係)、結核の感染前に予防接種を実施することにより乳幼児期の重症結核等を予防するという観点から、ツベルクリン反応検査の廃止とともに早期の予防接種を行うこととし、接種時期を医学的知見に基づき生後直後から生後6月に達するまでの期間とすることとしたこと(令第2条の2関係)、「処方された薬剤を確実に服用する」旨を明示し、服薬確認を軸とした患者支援を推進することとしたこと(法第25条及び第26条関係)等が主な内容であります。

なお、今回の接種時期の見直しは、医学知見に基づく接種時期の見直しであり、未接種の1歳以上の者について、廃止されたツベルクリン反応検査を前提としたBCG接種を義務付ける必要性及び有効性がないため、経過措置が設けられていないことにご留意いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(地Ⅲ 148)

平成16年11月2日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

結核予防法の一部を改正する法律等の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、結核予防法の一部を改正する法律が、平成16年6月23日に公布され、平成17年4月1日に施行されることに伴い、結核予防法施行令の一部を改正する政令及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成16年10月6日に公布され、いずれも平成17年4月1日に施行されることになり、厚生労働省健康局長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）に施行通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正は、医師等の責務について責務規定が整備されたこと（法第3条の2関係）、定期健診の対象者、定期及び回数について、効率化・重点化を図る観点から見直すこととしたこと（法第4条第1項及び第3項関係）、ツベルクリン反応検査による不必要な予防内服等の弊害を回避すること等の理由から、ツベルクリン反応検査を行わずに定期の予防接種を行うこととしたこと（法第13条関係）、結核の感染前に予防接種を実施することにより乳幼児期の重症結核等を予防するという観点から、ツベルクリン反応検査の廃止とともに、早期の予防接種を行うこととし、接種時期を医学的知見に基づき、生後直後から生後6月に達するまでの期間とすることとしたこと（令第2条の2関係）、「処方された薬剤を確実に服用する」旨を明示し、服薬確認を軸とした患者支援を推進することとしたこと（法第25条及び第26条関係）等が主な内容であります。

なお、今回の接種時期の見直しは、医学的知見に基づく接種時期の見直しであり、未接種の1歳以上の者について、廃止されたツベルクリン反応検査を前提としたBCG接種を義務づける必要性及び有効性がないため、経過措置が設けられていないことにご留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関に周知いただきますようよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

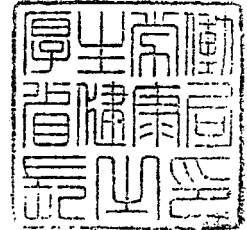
また、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県等衛生主管部（局）感染症担当者宛に、結核予防法改正等に関する御質問について（回答）が事務連絡されており、併せてお送りいたしますのでご査収のほどよろしくお願い申し上げます。



健 発 第 1018001 号
平成16年10月18日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長



結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

結核医療に対し、平素より多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）が平成16年6月23日に公布され、平成17年4月1日に施行されることに伴い、結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第303号）及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第148号）がそれぞれ平成16年10月6日に公布され、いずれも平成17年4月1日に施行されることとなりました。

これらの改正の趣旨及び主な内容につき、関係機関等へ周知を図るよう、別添（写）の通り、都道府県に対し通知したところです。

つきましては、貴職におかれましても当該の周知に関する趣旨をご理解いただくとともに、会員各位に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。



健 発 第 1018001 号
平成16年10月18日

各
都道府県
政 令 市
特 別 区
衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局長



結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）が平成16年6月23日に公布され、平成17年4月1日に施行されることに伴い、結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第303号）及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第148号）がそれぞれ平成16年10月6日に公布され、いずれも平成17年4月1日に施行される。

これらの改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、関係通知の制定及び改廃については、追って通知する。

記

第1 責務規定

1 国及び地方公共団体の責務

結核の制圧へ向けた国及び地方公共団体の責務は今後も大きく、それぞれの役割を明確にしつつ総合的な対策を展開する必要があることから、国及び地方公共団体の責務規定を整備することとしたこと（改正後の結核予防法（以下「法」という。）第2条関係）。

2 国民の責務

結核の予防には、国民一人一人の結核に対する正しい理解と予防への意識を持つことが重要であること、また、患者に対しては適切な医療を受け

る権利や人権への配慮が必要であることから、その趣旨の規定を設けることとしたこと（法第3条関係）。

3 医師等の責務

能動的な協力により結核の予防を図ることができる立場にある医師等について責務規定を整備するとともに、病院、老人福祉施設等における入所者、利用者等に対する感染リスクが指摘されていることから、施設の開設者及び管理者について、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと（法第3条の2関係）。

第2 基本指針及び予防計画

1 基本指針

結核の予防のための施策の総合的な推進のためには、その都度の措置のみならず、あらかじめ各地域の実情等を踏まえた計画の策定を通じ、国民に情報を提供し、国及び都道府県の実情を明確にしながら施策を展開していくことが適当であることから、国は「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を定め、公表することとしたこと（平成16年10月厚生労働省告示第375号。法第3条の3関係）。

2 予防計画

都道府県は、この基本指針に即して、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴き、結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）を定め、遅滞なく厚生労働大臣に提出し、公表しなければならないこと（法第3条の4関係）。なお、法の施行までに定めるように努めること。

この際、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の規定により定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めること（法第3条の4第6項関係）。

第3 定期健診

従来の結核の早期発見対策として行われてきた一律的・集団的な定期の健康診断（以下「定期健診」という。）の患者発見率は極端に低下しており、政策的必要性及び精度管理面から不都合となっているため、定期健診の対象者、定期及び回数について、効率化・重点化を図る観点から見直すこととしたこと（法第4条第1項及び第3項関係）。

なお、定期健診の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる定期健診の対象者については、重点的な健康診断の実施が重要であるとの認識の下、健康診断の実施の徹底が図られるようにされたい。

1 対象者、定期及び回数を見直し

(1) 基本的な考え方

定期健診の患者発見率に照らし、併せて集団感染の防止という観点からも、定期健診の必要性・有効性について検討を行った上で、定期健診の対象者、定期及び回数を見直すこととしたこと。

(2) 施設長が行う被収容者への定期健診

ア 矯正施設

① 少年院及び婦人補導院については、集団感染事例の報告がなく、結核予防政策上の有効性は低いため、定期健診を廃止することとしたこと。

② 監獄については、施設内での患者発生率が若年層においても高く、集団感染事例の報告があることから、被収容者に対して、20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回の定期健診を行うこととしたこと。

(改正後の結核予防法施行令(以下「令」という。)第 1 条第 1 号並びに第 2 条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 1 号関係)

イ 社会福祉施設

定期健診での若年者の患者発見率が低く、若年者を初発患者とする集団感染事例がまれであり、施設において健康管理も行われ、発症すれば医療機関への受診等が期待できることから、高齢者に限定することとし、被収容者に対して、65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回の定期健診を行うこととしたこと(令第 1 条第 2 号並びに第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 1 号関係)。

(3) 事業者が行う定期健診

定期健診での患者発見率が極めて低く、結核予防政策としての有効性が低いほか、すべての事業者に対し負担を課す合理的根拠に乏しいことから、結核菌に暴露される機会が多い職種及び必ずしも結核に感染する危険は高くないものの、発症すれば二次感染を引き起こす危険が高い職種として、近年の集団感染事例も参酌して、初発患者が従事者であることも少なくない学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び社会福祉施設の従事者に対して、毎年度 1 回の定期健診を行うこととしたこと(令第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係)。

(4) 学校長が行う定期健診

高校・大学については、一定件数の集団感染事例の報告があり、その生徒が初発患者となっている事例が多いが、高校 2、3 年時におけ

る有所見者への追跡健診による発見患者は極めて少なく、結核予防政策としての有効性は低いため、集団感染防止の観点から、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒に対して、入学した年度1回の定期健診を行うこととしたこと（令第2条第1項第2号及び第3項第1号関係）。

(5) 市町村長が行う定期健診

ア 高齢者に対する定期健診

高齢者の結核り患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達し、定期健診による発見率が結核予防政策として有効となりうる年齢層として、65歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと。

定期健診は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の自治事務であること、個々の市町村において、他の保健衛生政策とあいまって、定期健診の義務付けが発見率に照らして、政策上有効、合理的とはいえないと判断される場合もあることから、市町村の判断により、対象者を限定できることとしたこと。

（令第2条第2項第1号及び第3項第1号関係）

イ 結核発症率の高い住民層等に対する定期健診

大都市特有の問題として、小規模事業所従業者、住所不定者、外国人等の結核のり患率が平均値に比して有意に高い層に対して、重点的に定期健診を行う政策的必要性が高いことから、結核発症率の高い住民層が存在する都市部や特別の政策課題を有している市町村を想定して、市町村が特に必要と認める年齢を限定しない結核発症率の高い住民層等に対し、市町村が定める定期において市町村が定める回数の定期健診を行えることとしたこと（令第2条第2項第2号及び第3項第2号関係）。

第4 定期外健康診断

都道府県知事は、①結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し健康診断を受けさせるべきことを勧告することができることとし、②当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、いわゆる即時強制により、当該職員に健康診断を行わせることとしたこと（法第5条第1項及び第2項関係）。

なお、実施に当たっては、基本指針を踏まえ、積極的かつ的確に行うこと。

また、健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で

定める事項を書面により通知しなければならないこととしたこと（法第5条第3項及び第4項並びに改正後の結核予防法施行規則（以下「規則」という。）第1条関係）。

第5 定期の予防接種

1 改正の趣旨

ツベルクリン反応検査（以下「ツ反」という。）による不必要な予防内服等の弊害を回避すること等の理由から、ツ反を行わずに定期の予防接種を行うこととしたこと（法第13条関係）。

2 実施時期（定期）の見直し

結核の感染前に予防接種を実施することにより乳幼児期の重症結核等を予防するという観点から、ツ反の廃止とともに、早期の予防接種を行うこととし、接種時期を医学的知見に基づき、生後直後から生後6月に達するまでの期間とすることとしたこと（令第2条の2関係）。

なお、実施時期の見直しを踏まえ、個別接種の推進、乳児健康診断との同時実施等の接種機会の拡大などに努め、確実に接種を受けられる環境を確保すること。

また、市町村の状況（地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情）によりやむを得ないと認められる場合においては、1歳に達するまでの期間の接種を例外として認める規定を設けることとしたこと。ここにいうやむを得ない事情とは、例示にあるような市町村における客観的事情をいうものであること。

なお、経過措置は、設けられていないので留意すること。

第6 薬剤の確実な服用

結核患者に確実に抗結核薬を服用させることにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防する必要性が高いことから、保健所の保健師等による患者の家庭訪問指導及び結核患者等に対する医師の指示の内容として、「処方された薬剤を確実に服用する」旨を明示し、服薬確認を軸とした患者支援を推進することとしたこと（法第25条及び第26条関係）。

なお、実施に当たっては、基本指針に即し関係機関との連携の下、適切に実施すること。

第7 結核の診査に関する協議会

組織・設置の在り方について、都道府県の判断を尊重したものとするための見直しを行い、法に規定するもののほか、結核の診査に関する協議会に関し必要な事項は、条例で定めることとしたこと（法第48条から第50条まで関係）。

第8 施行時期

法、令及び規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

結核予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条—第三条の二） 第一章の二 基本指針等（第三条の三・第三条の四） 第二章 健康診断（第四条—第十二条） 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三） 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条） 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条） 第六章 医療（第三十三条—第四十三条） 第七章 結核の診査に関する協議会（第四十四条—第五十条） 第八章 費用（第五十一条—第六十一条） 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条） 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十二条） 附則 （国及び地方公共団体の責務） 第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核菌の検査能力の向上並びに	目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 健康診断（第四条—第十二条） 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三） 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条） 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条） 第六章 医療（第三十三条—第四十三条） 第七章 結核診査協議会（第四十四条—第五十条） 第八章 費用（第五十一条—第六十一条） 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条） 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十一条） 附則 （国及び地方公共団体の義務） 第二条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、結核患者の人権の保護に配慮しなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めるとともに、相互に連携を図らなければならない。

3| 国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようしなければならない。

(医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識し、適正な医療を行うよう努めなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

(医師等の義務)

第三条 医師その他の医療関係者は、前条に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

2| 病院、診療所、老人福祉施設、矯正施設その他の施設の開設者及び管理者は、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一章の二 基本指針等

(基本指針)

第三条の三 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2| 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一| 結核の予防の推進の基本的な方向
- 二| 結核の予防のための施策に関する事項
- 三| 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 四| 結核に関する研究の推進に関する事項
- 五| 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 六| 結核の予防に関する人材の養成に関する事項
- 七| 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

八| その他結核の予防の推進に関する重要事項

3| 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があるとき、これを変更するものとする。

4| 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議

会の意見を聴かなければならない。

- 5| 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(予防計画)

第三条の四 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。

- 2| 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する事項
二| 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

三| 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項

- 3| 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4| 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

5| 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 6| 予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条の規定により定める感染症の予防

のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 (略)

3 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4・5 (略)

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 (略)

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4・5 (略)

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3| 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4| 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

四 結核患者と同居する者又は同居していた者

める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六条 削除

(受診義務)

第七条 (略)

(他で受けた健康診断)

第八条 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行ふべき健康診断の方法及び技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに

(健康診断の方法)

第六条 前二条に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法によつて行ふものとする。

(受診義務)

第七条 (略)

2 第五条の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならない。

(他で受けた健康診断)

第八条 定期又は定期外の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行ふべき健康診断の実施に関する技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並

健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三条 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区

に健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三条 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者（同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、その受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2| 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、速やかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が再び陰性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3| 第四条第一項又は第三項の規定により定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち前二項に規定する定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

4| 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保

及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の予防接種を行わなければならない。

（定期外の予防接種）

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、定期外の予防接種を行うことができる。

第十五条 削除

（予防接種を行つてはならない者）

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

（定期外の予防接種）

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五条各号に掲げる者について、その対象者及びその期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。

（予防接種を行うべき日）

第十五条 前二条に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

（予防接種を行つてはならない者）

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条各項又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

(予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定された期日又は期間満了前三月以内に市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2| 第十四条の規定により予防接種の対象者として指定された者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条第二項から第四項までのツベルクリン反応検査の対象者は、これらの規定により行われるツベルクリン反応検査（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（第三項において「検査基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2| 第十三条各項の予防接種の対象者は、これらの規定により行われる予防接種（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

3| 第十四条の規定によりツベルクリン反応検査の対象者として指定された者は、同条の規定により行われるツベルクリン反応検査（同条の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、検査基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めるとともに、その反応が陰性であつたときは、同条の規定により行われる予防接種（その反応を判定した日から二週間以内に都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を

(予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつて予防接種を行つたときは、遅滞なく、予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定による予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべき予防接種の実施に関する技術的基準並びに予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

受けるよう努めなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査又は予防接種を行つたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することとその他必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者（親権を行う者又は後見人という。以下同じ。）若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第七章 結核の診査に関する協議会

(結核の診査に関する協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の協議会

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒、患者の隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第七章 結核診査協議会

(結核診査協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の結核診

を置くことができる。

(委員)

第四十九条 協議会は、委員三人以上で組織する。

2 委員は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(条例への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

査協議会を置くことができる。

(委員)

第四十九条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の規定は、委員の給与に準用する。

(政令委任)

第五十条 この法律に規定するものの外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十四条の規定により、都道府県知事が行う定期外の予防接種に要する費用

四| 第二十四条の二の規定により、保健所長が行う精密検査に要する費用

五| 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六| 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

七| 第三十四条第一項の規定により負担する費用

八| 第三十五条第一項の規定により負担する費用

九| 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十三条の規定により市町村長が行う定期の予防接種に要する費用

三| 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四| 第十四条の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五| 第二十四条の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

六| 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

七| 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

八| 第三十四条第一項の規定により負担する費用

九| 第三十五条第一項の規定により負担する費用

十| 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四| 第十三条の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第二十一条の二第一項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第四号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

五 第二十一条の二第二項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用

二 第十三条第一項から第三項までの規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三条第一項から第三項までの規定により、学校又は施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

第五十六条 都道府県は、第五十五条の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十一条第八号の費用

二 第五十一条第九号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第二号から第七号まで及び第九号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

第六十二条 この法律の規定による健康診断、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個

第五十六条 都道府県は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

一 第五十四条第二号の費用

二 第五十五条各号の費用

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十一条第九号の費用

二 第五十一条第十号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第二号、第四号から第八号まで及び第十号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知

人の心身の障害その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定による届出を怠った医師
- 二 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 三 第二十八条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかった者
- 四 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 五 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者

得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定に違反した者（十六歳未満の者及び成年被後見人を除く。）
- 二 第二十二条第一項の規定による届出を怠った医師
- 三 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 四 第二十八条第一項、第三十条又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかった者
- 五 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 六 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者
- 七 第五条の規定による健康診断について、次条第一項の規定に違反した者

（知識の普及等）

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われる予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長が、第四条第一項の規定による健康診断を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、自ら健康診断を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

めなければならない。

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われるツベルクリン反応検査(第四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるものを除く。以下この項において同じ。)又は予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者にツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長が、第四条第一項の規定による健康診断、第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないとき、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、自ら健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、更に予防接種を行い、また、予防接種を行うに当た

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第十七条第二項、第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第三号及び第五号、第六十二条第三号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第二項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十

つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第四号及び第六号、第六十二条第四号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第二項及び第六項、第三十四條第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六條第二項、第三

六条第二項、第三十七條、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第四十八條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第二号から第九号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第七十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

十七條第二項、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第四十八條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第二号及び第四号から第十号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）
（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第一条（略） 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号から第六号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金	（目的） 第一条（略） 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号及び第四号から第七号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（予防計画） 第十条（略） 25（略） 6 予防計画は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三条の四の規定により定める結核の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。	（予防計画） 第十条（略） 25（略）

改 正 案

現 行

（施設）

第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。

一 （略）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

（健康診断の対象者、定期及び回数）

第二条 法第四条第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に収容されている者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2| 法第四条第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（施設）

第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。

一 （略）

二 少年院

三 婦人補導院

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

（健康診断の定期及び回数）

第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。

一 十六歳に達する日の属する年度

二 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度

三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度

一 法第四条第一項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期

3 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数
数は、次のとおりとする。

一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回

二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

（法第十三条の予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条の政令で定める定期は、生後六月に達するまでの期間とする。ただし、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、一歳に達するまでの期間とする。

（削除）

2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数
数は、次のとおりとする。

一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回

二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔を置いて二回。ただし、そのうちの一回は、前回行つた健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。

（法第十三条第四項の予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

（結核診査協議会）

第三条 結核診査協議会の委員のうちから互選された者は、委員長として会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の名指した委員が、その職務を行う。

2 前項に規定するものの外、結核診査協議会の運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(都道府県の負担)

第三条 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第四号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において学校又は施設の設置者が健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において学校又は施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号から第七号まで及び第九号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

(都道府県の負担)

第三条の二 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第五号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が健康診断、ツベルクリン反応検査及び予防接種の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号、第四号から第八号まで及び第十号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

第六条 厚生労働大臣は、第三条、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の四(都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第六条 厚生労働大臣は、第三条の二、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の五(都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

改 正 案

（結核の予防に関する事務）
第七百七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）及び結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁）及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 （略）

4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。

一 （略）

二 第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示

（結核の予防に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による

現 行

（結核の予防に関する事務）
第七百七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）及び結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 （略）

4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。

一 （略）

二 第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示

（結核の予防に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による

定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

改 正 案

（健康診断を行う場合の通知事項）

第一条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）第五條第三項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由
- 二 健康診断の勧告をする場合にあつては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限
- 三 健康診断の措置を実施する場合にあつては、健康診断を行う日時、場所及びその方法
- 四 健康診断の勧告をする場合にあつては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨
- 五 その他必要と認める事項

（健康診断の方法）

第二条 法の規定によつて行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

現 行

（令第二条第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第一条 結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、担当の医師が結核発病のおそれがあると認めた者とする。

（健康診断の方法）

第一条の二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）第六條に規定する厚生労働省令で定める健康診断の方法は、かくたん検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

（健康診断の技術的基準）

第二条 ツベルクリン反応検査は、次の各号に掲げる者以外の法の規定による健康診断の対象者に対して、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三條第一項の規定による検定に合格した一般診断用精製ツベルクリン溶液〇・一立方センチメートルを前膊はく屈側のほぼ中央部又は上膊はく屈側の中央からやや下部の皮内に注射し、注射後およそ四十八時間後に判読して行うものとする。

- 一 結核患者
- 二 医師の証明により結核患者であつたことが明らかなる者であつて、ツベルクリン反応検査を行う必要がないと認められるもの
- 三 予防接種を受けたことのない者であつて、ツベルクリン反応が二年以上継続して陽性であるもの
- 四 結核発病のおそれがあると診断されている者
- 五 令第二条第一項各号の定期にある者
- 2 ツベルクリン反応判読の基準は、次の表による。ただし、一ミリメートル未満は四捨五入するものとする。
- 3 次の各号の一に該当する者に対しては、ツベルクリン反応検査を行わないことができる。
 - 一 明らかに発熱を呈している者
 - 二 重篤な急性疾患にかかつていることが明らかなる者
 - 三 まん延性の皮膚病にかかつている者
 - 四 ツベルクリン反応検査においてツベルクリン反応が水ほう、壊死等の非常に強い反応を示したことのある者
 - 五 副じん皮質ホルモン剤を使用している者

反	応	判	定	符
発赤の長径九ミリメートル以下	陰	性	(-)	1
発赤の長径十ミリメートル以上	陽	弱陽性	(+)	1
発赤の長径十ミリメートル以上で硬結を伴うもの		中等度陽性	(++)	1

第三条及び第四条 削除

(診断書等の記載事項)

第五条 法第八条及び法第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次のとおりとする。

一 (略)

発赤の長径十ミリメートル以上で硬結に二重発赤、水ほう、壊死等を伴うもの

性

強陽性

(|+|+|+|)|

第三条 エックス線間接撮影の対象者は、次に掲げる者とする。

一 法第五条の健康診断の対象者であつて、ツベルクリン反応が陽性であつたもの及び担当の医師において必要と認めるもの。ただし、結核を伝染させるおそれがある患者と同居する者及び同居していた者を除く。

二 第二条第一項第二号又は第三号に規定する者

三 第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者以外の令第二条第一項各号の定期にある者

第四条 エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、法第五条の健康診断の対象者のうち結核を伝染させるおそれがある患者と同居するもの及び同居していたものであるおそれがある患者と同居するもの及び担当の医師に

つてそのツベルクリン反応が陽性であつたもの及び担当の医師において必要と認めるもの、結核患者並びに第二条第一項第四号に規定する者に対しては、エックス線直接撮影及びかくたん検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行うものとする。ただし、ミラーカメラを用いて行われたエックス線間接撮影を受けた者であつてエックス線直接撮影を行う必要がないと認められたものに対しては、エックス線直接撮影を行わないことができる。

(診断書等の記載事項)

第五条 法第八条及び法第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次の通りとする。

一 (略)

二 検査の結果及び所見

三 結核患者であるときは、病名

四 実施の年月日

五 診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（健康診断に関する記録）

第六条 健康診断に関する記録は、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記録し、事業者又は学校若しくは施設の長が行った健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断を行つたときから五年間保存しなければならない。

（健康診断の通報又は報告）

第七条 健康診断実施者は、法第四条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 四 （略）

2 健康診断実施者は、法第九条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一

二 ツベルクリン反応検査の結果

三 ツベルクリン反応検査を行わなかつたときは、その理由

四 エックス線検査を行つたときは、その所見

五 かくたん検査、聴診、打診その他の検査を行つたときは、その所見

六 結核患者であるときは、病名

七 実施の年月日

八 診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（健康診断に関する記録）

第六条 健康診断に関する記録は、第五条第一号から第七号までに掲げる事項を記録し、事業者又は学校若しくは施設の長が行つた健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断を行つたときから五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、法第四条第四項に規定する健康診断の記録について、当該法令に基く記録を作成し、かつ、前項に規定する事項が記録されているときは、これによることができる。

（健康診断の通報又は報告）

第七条 健康診断実施者は、法第四条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、左に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 四 （略）

2 健康診断実施者は、法第九条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一

月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項の規定に従い通報又は報告しなければならない。

- 3 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第五条の規定によつて行つた健康診断について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項の規定に従い通報しなければならない。

第八条 削除

(予防接種の技術的基準)

- 第十条 法の規定による予防接種は、その対象者に対して、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項の規定による検定に合格した経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により行うものとする。

- 2 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うものとする。

- 3 接種数は二箇とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

(予防接種に関する記録)

月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

- 3 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第五条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報しなければならない。

- 4 第一項及び第二項の通報及び報告は、様式第二による。

(ツベルクリン反応検査の技術的基準)

- 第八条 第二条の規定は、法第十三条第二項又は第三項の規定によるツベルクリン反応検査について準用する。

- 2 第二条の規定は、法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査について準用する。この場合において、第二条第一項中「注射後およそ四十八時間後に判読」とあるのは「注射後およそ四十八時間後に判読(陽性(強陽性又は発赤の長径三ミリメートル以上の場合を除く。))と判定された者については再度注射し、注射後およそ四十八時間後に判読」と読み替えるものとする。

(予防接種の技術的基準)

- 第十条 法の規定による予防接種は、その対象者に対して、薬事法第四十三条第一項の規定による検定に合格した経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上はく外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により行なうものとする。

- 2 懸濁液は、一立方センチメートルをおよそ四十人に対して用いるものとする。

- 3 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行なうものとする。

- 4 接種数は二箇とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

(予防接種に関する記録)

第十一条 予防接種に関する記録は、次に掲げる事項を記録し、第六条の規定に準じて保存しなければならない。

一 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別

二 実施の年月日

(予防接種の通報又は報告)

第十二条 市町村長は、法第十三条の規定によつて行つた予防接種について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条において準用する法第十一条第一項の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 市町村の名称及び実施年月

二 予防接種を受けた者の数

2 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第十四条の規定によつて行つた予防接種について、前項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条において準用する法第十一条第一項の規定に従い通報しなければならない。

(医師の指示事項)

第十六条 法第二十六条に規定する厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項は、次のとおりとする。

第十一条 ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録は、次の各号に掲げる事項を記録し、第六条第一項の規定に準じて保存しなければならない。

一 ツベルクリン反応検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別

二 ツベルクリン反応検査の結果

三 予防接種を行つたときは、その旨

四 実施の年月日

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、第六条第二項ただし書の規定により健康診断の記録について様式第一によらなかつた場合における法第十三条第四項の規定による予防接種の記録は、様式第三による。

(予防接種の通報又は報告)

第十二条 予防接種実施者は、法第十三条の規定によつて行つたツベルクリン反応検査及び予防接種について、次の各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 ツベルクリン反応検査を受けた者の結果別の数

三 予防接種を受けた者の数

2 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第十四条の規定によつて行つたツベルクリン反応検査及び予防接種について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条の規定に従い通報しなければならない。

3 第一項の通報又は報告は、様式第二による。

(医師の指示事項)

第十六条 法第二十六条の規定により医師が指示すべき事項は、次のとおりとする。

一 結核を伝染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすること。

二 結核を伝染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片に取つて捨てる等他に結核を伝染させないように処理すること。

三 結核を伝染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、マスクを掛けること。

(従業禁止業務)
第十八条 法第二十八条第一項に規定する業務は、多数の者に接触する業務とする。

一 結核を伝染させるおそれがある患者の居室は、なるべく専用とし、これが困難であるときは、間仕切、屏風等によつて患者の隔離を図ること

二 結核を伝染させるおそれがある患者の居室の採光及び換気に注意をすること

三 結核を伝染させるおそれがある患者の居室は、常に清潔にするとともに、掃除に当つては湿布を用いる等塵埃の飛散を防ぐこと

四 結核を伝染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片若しくは紙片に取つて焼き捨てるか又はたん壺に取つて消毒する等他に結核を伝染させないように処理すること

五 結核を伝染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片若しくは紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、なるべくマスクを掛けること

六 結核を伝染させるおそれがある患者の衣類、寝具、食器、洗面具等は、専用とし、他人に使用せしめるときは、必ず消毒すること

七 患者の同居者は、定期的に健康診断を受け、ツベルクリン反応が陰性であつた者は、予防接種を受けること

(従業禁止業務)
第十八条 法第二十八条第一項に規定する業務は、次のとおりとする。

一 旅館、料理店、飲食店又は接客業において、女中、給仕人、芸妓、ダンサー等の従事する客の接待、身の廻り用務、室の清掃その他これに類似する業務

二 遊技場その他の娯楽場及び興行の事業において客の取扱いに従事する業務

三 理容又は美容に従事する業務

四 派出婦の業務

五 保育士その他常時十五歳未満の児童に接する業務(教員を除く。)

(当該職員の証票)

第二十一条 法第三十二条第二項の規定による当該職員の証票は、様式第一による。

(費用負担の申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一 当該医療を受けようとする医師の診断書

二 (略)

3 6 (略)

(指定医療機関の標示)

第二十七条 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局においては、その見やすい場所に、様式

第二による標示を掲げなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた指定訪問看護

事業者等(結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。))第二条の五第二項に規定する指定訪問看護

事業所等をいう。)においては、当該指定に係る訪問看護事業所(同項に規定する訪問看護事業所をいう。)の見やすい場所に様

式第二による標示を掲げなければならない。

(療養費支給の申請)

第三十条 (略)

2 前項の申請書が法第三十四条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第三号までに掲げるものを、法第三十五条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第四号までに掲げるものを、移送に要した費用に係るものであるときは、次の第四号から第六

六 保健師、助産師、看護師、看護人、歯科衛生士、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の業務

(当該職員の証票)

第二十一条 法第三十二条第二項の規定による当該職員の証票は、様式第四による。

(費用負担の申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、左に掲げるものを添付しなければならない。

一 当該医療を受けようとする医師の様式第五による診断書

二 (略)

3 6 (略)

(指定医療機関の標示)

第二十七条 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局においては、その見やすい場所に、様式第六による標示を掲げなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた指定訪問看護事業者等(令第二条の五第二項に規定する指定訪問看護事業所等をいう。)においては、当該指定に係る訪問看護事業所(同項に規定する訪問看護事業所をいう。)の見やすい場所に様式第六による標示を掲げなければならない。

(療養費支給の申請)

第三十条 (略)

2 前項の申請書が法第三十四条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第三号までに掲げるものを、法第三十五条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第四号までに掲げるものを、移送に要した費用に係るものであるときは、次の第四号から第六

号までに掲げるものをその申請書に添付しなければならない。

一 当該医療を受けた医師の作成した診断書

二六 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並びに第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十九条第二項中「都道府県は」とあるのは「市は」又は「特別区は」と読み替えるものとする。

(削除)

様式第一 (略)

(削除)

様式第二 (略)

号までに掲げるものをその申請書に添付しなければならない。

一 当該医療を受けた医師の作成した様式第五による診断書

二六 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並びに第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十九条第二項中「都道府県は」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

様式第一 (略)

様式第二 (略)

様式第三 (略)

様式第四 (略)

様式第五 (略)

様式第六 (略)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第3949号

報官

平成16年10月6日 水曜日

1

目次

〔政 令〕

○海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令(三〇一)
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(三〇二)
○結核予防法施行令の一部を改正する政令(三〇三)
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令(三〇四)

〔省 令〕

○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務六八)
○結核予防法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四八)

〔告 示〕

○戸籍法第百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務四六七)
○日本国に帰化を許可する件(同四六八)

○国債及び政府短期証券の入札に参加することのできる者を定めた件の一部を改正する件(財務四三一)

〔国会事項〕

○保安林の指定を解除する件
(農林水産一八二、一八一八)
○道路に関する件
(東北地方整備局八八)
○道路に関する件
(北海道開発局一〇〇、一〇二)

〔人事異動〕

金融庁・財務省・農林水産省 農林水産省 林野庁 水産庁 気象庁 海上保安庁

〔官庁報告〕

勞 働

最低工資の決定及び廃止決定に関する公示(福井労働局最低工資公示一)

国家試験

平成十六年度航空管制官採用試験第一次試験(試験地那覇市)の再実施公告(人事院)
平成十六年度皇宮護衛官採用試験第一次試験(試験地那覇市)の再実施公告(同)
平成十六年度入国警備官採用試験第一次試験(試験地那覇市)の再実施公告(同)
平成十六年度航空保安大学校学生採用試験第一次試験(試験地那覇市)の再実施公告(同)
平成十六年度海上保安学校学生採用試験第一次試験(試験地那覇市)の再実施公告(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、職員員の免職処分
分の無効関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
日本道路公団工事一部完了、厚生年金基金解散・清算人就任・清算終了・清算人退任関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令(政令第三〇一号)(農林水産省)
1 指定海域の表記の方法を変更することとした。(別表関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三〇二号)(経済産業省)
1 ガスオーブンを特定機器の除く規定から外すこととした。(第七條関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇結核予防法施行令の一部を改正する政令(政令第三〇三号)(厚生労働省)
1 定期の健康診断
(一) 結核予防法第四條第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設から少年院及び婦人補導院を削除することとした。(第一條關係)
(二) 結核予防法第四條第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者及び定期を次のように定めることとした。(第二條第一項關係)
(1) 学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第二條第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設において業務に従事する者 毎年度
(2) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校の学生又は生徒 入学した年度
(3) 監獄に収容されている者 二〇歳に達する日の属する年度以降において毎年度
(4) 社会福祉法第二條第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設に収容されている者 六五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

年一〇月一二日から施行することとした。

五度三十分八秒東經百四十二度
九分四十六秒の点及び北緯四十
五度三十一分十七秒東經百四十

三十分二十二秒東經百四十一度
六分十三秒の点北緯四十一度
二十四分五十秒東經百四十一度

十六分十四秒の点及び北緯
十五度二十九分三十二秒東經

平成十六年十月六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令
第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京法務局の部同法務局の款同法務局の項中「小笠原村」を「文京区小笠原村」に改め、同款文京出張所の項を削る。

別表水戸地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「東茨城郡の内茨城町 小川町 美野里町 内原町 常北町 桂村 御前山村」を「茨城町 小川町 美野里町 内原町 常北町 桂村」に改め、同部太田支局の款大宮出張所の項中「那珂郡」を「常陸大宮市」に改め、同項管轄区域欄中「那珂郡の内大宮町 山方町 美和村 緒川村」を「常陸大宮市」に改める。

別表新潟地方法務局の部同支局の款支局欄中「相川」を「佐渡」に改め、同款相川支局の項出張所欄中「相川」を「佐渡」に改め、同項管轄区域欄中「佐渡市（河津出張所及び真野出張所の管轄に属する地域を除く）」を「佐渡市」に改め、同款河津出張所及び真野出張所の項を削る。

別表長野地方法務局の部諏訪支局の款同支局の項中「諏訪市」を「岡谷市」に改め、同項下諏訪町を「諏訪市」に改め、同款岡谷出張所、茅野出張所及び富士見出張所の項を削る。

別表神戸地方法務局の部明石支局の款同支局の項管轄区域欄中「明石市」を「三木市」に改め、同款三木出張所の項を削る。

別表岡山地方法務局の部同地方法務局の款岡山出張所の項中「岡山市（岡山地方法務局及び総社出張所の管轄に属する地域を除く）」を「岡山市（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く）」に改め、同款総社出張所の項を削り、

同部倉敷支局の款同支局の項中「都窪郡の内早島町」を「総社市」に改める。

別表佐賀地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「佐賀郡の内川副町 東与賀町 久保田町」を「佐賀市」に改め、同款大和出張所の項を削る。

第二条 登記事務委任規則（昭和二十四年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十三条第四項を次のように改める。

4 神戸地方法務局明石支局管内兵庫県美濃郡に属する地域内の登記事務は、神戸地方法務局三田出張所及び取扱せらる。

第二十三条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十五条第一項中「及び総社出張所」を削る。

第三十条第一項を次のように改める。

長崎地方法務局時津出張所管内長崎県西彼杵郡多良見町に属する地域内の登記事務は長崎地方法務局時津出張所、同郡長与町、時津町及び琴海町に属する地域内の登記事務は長崎地方法務局で、同郡西彼杵町に属する地域内の登記事務は長崎地方法務局佐世保支局で、それぞれ取り扱わされる。

第三十条 公証人定員規則（昭和二十四年法務省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表新潟の項本局又は支局の欄中「相川」を「佐渡」に改める。

第四条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一相川人権擁護委員協議会の項名称欄中「相川人権擁護委員協議会」を「佐渡人権擁護委員協議会」に改め、同項組織の区域欄を次のように改める。

「新潟地方法務局佐渡支局の戸籍及び公証に關する管轄区域」

附 則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

四 第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十六年十月二十五日

○厚生労働省令第四百十八号
結核予防法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）及び結核予防法施行令の一部を改正する省令（平成十六年政令第三百三十三号）の施行に伴い、並びに結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五條第三項、第十一條第一項（同條第二項及び同法第二十条において準用する場合を含む。）、第十二條、第二十一條、第二十六條、第二十八條第一項及び第四十三條の規定に基づき、結核予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十月十六日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

結核予防法施行規則の一部を改正する省令
結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条から第四条までを次のように改める。

（健康診断を行う場合の通知事項）
第一条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）第五條第三項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由

二 健康診断の勧告をする場合にあっては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限

三 健康診断の措置を実施する場合にあっては、健康診断を行う日時、場所及びその方法

四 健康診断の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨

五 その他必要と認める事項

（健康診断の方法）

第二条 法の規定によつて行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

第三条及び第四條 削除
第五条中第二号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 検査の結果及び所見
第六条第一項中「第五條第一号から第七号」を「前條第一号から第四号」に改め、同條第二項を削る。

第七条第一項中「左」を「次」に、「第十一條」を「第十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同條第二項中「第十一條」を「第十一條第一項」に改め、同條第三項中「及び法第八條の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断」を削り、「第十一條」を「第十一條第一項」に改め、同條第四項を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条第一項中「薬事法」の下に「（昭和三十五年法律第百四十五号）を加え、上は外側を、上腕外側に、行なう」を「行なう」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第十一条第一項中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、「次の各号」を「次」に、「第六條第一項」を「第六條」に改め、同項第一号中「ツベルクリン反応検査」を「予防接種」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同條第二項を削る。

第十二條第一項中「予防接種実施者」を「市町村長」に改め、「ツベルクリン反応検査及び」を削り、「次の各号」を「次」に改め、「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、第一号を次のように改める。

一 市町村の名称及び実施年月
第十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同條第二項中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、「第一項各号」を「前項各号」に改め、「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

「第二十條」の下に「において準用する法第十一條第一項」を加え、同條第三項を削る。

第十六条中「の規定により医師が指示すべき」を「に規定する厚生労働省令で定める伝染防止に必要な」に改め、第一号を削り、同条第二号中「採光及び」を削り、「こと」を「こと」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を削り、同条第五号を削り、同条第六号及び第七号を削る。
第十八条中「次のとおり」を「多数の者に接触する業務」に改め、各号を削る。
第二十一条中「様式第四」を「様式第一」に改める。
第二十三条第二項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「様式第五」を削る。
第二十七条第一項中「様式第六」を「様式第一」に改め、同条第二項中「令」を「結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十一号。以下「令」という。）」に「様式第六」を「様式第二」に改める。
第三十条第二項第一号中「様式第五」を削る。
第三十三条中「結核予防法」を「結核予防法施行令」又は「特別区」を「市」又は「特別区」に改める。
様式第一から様式第三までを削り、様式第四裏面中「一」を「二」に改め、「十」を「五」に改め、「五」を「三」に改め、「三」を「一」に改め、同条第二項第一号を削り、同条第三項第一号を削る。
様式第五を削り、様式第六を様式第二と改める。

この省令は、結核予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

告示

○法務省告示第四百六十七号
戸籍法第七十七條の二第二項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織により「戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する」。

平成十六年十月六日
法務大臣 南野知恵子

埼玉県蓮田市長
静岡県磐田郡佐久間町長
静岡県浜名郡雄踏町長
長野県木曽郡山口村長
新潟県柏野市長
新潟県古志郡山古志村長
京都府福知山市長
兵庫県出石郡出石町長
島根県八束郡玉湯町長
島根県八束郡大田町長
○法務省告示第四百六十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の並びに許可する。

平成十六年十月六日
法務大臣 南野知恵子

住所 東京都豊島区駒込4丁目9番29—307号
金令 昭和37年2月9日生
金善花 昭和40年4月23日生
金清香 平成6年1月20日生
ジン・チャーリー・ジョン・フ 平成10年5月15日生
金清美 平成12年1月8日生
住所 東京都江東区亀戸7丁目26番17号
陳静 昭和52年12月13日生
住所 東京都葛飾区小菅3丁目10番13号
モハメド・ジョエフ 昭和39年5月27日生
住所 沖縄県那覇市松尾2丁目7番8—203号
トヤイ・ジョセフ・イケムラ 昭和38年9月1日生
トヤイ・ルナ・ベルズ 昭和40年11月14日生
トヤイ・ヒロヂンエル・ベルズ 平成元年9月13日生
トヤイ・シヤメンアイン・ベルズ 平成4年5月16日生
住所 群馬県伊勢崎市新米町383番地7
フアヒオ・チルヒコ・ホホ 昭和42年5月20日生
シンチア・ヒトミ・ウエノ・ホホ 昭和45年9月9日生
レオナルド・リョウスケ・ホホ 平成11年10月11日生
ケニー・ケイスケ・ホホ 平成16年3月23日生
住所 島根県松江市西津田3丁目4番45—306号
崔英樹 昭和41年7月2日生
住所 東京都板橋区前野町2丁目39番6号
何惠麗 昭和43年11月18日生

住所 東京都板橋区大山東町1番10—1102号
周亜平 昭和39年1月12日生
朱彦劫 昭和63年10月8日生
住所 群馬県邑楽郡千代田町大字新福寺483番地7
金福順 昭和46年6月5日生
住所 大分県宇佐市大字城井964番地4
村男一 昭和33年2月25日生
住所 大阪府東大阪市二色4丁目20番6号
金文道 昭和28年6月29日生
金啓子 昭和31年5月6日生
金良子 昭和55年7月11日生
住所 兵庫県神戸市福崎町田口681番地11
金直也 昭和60年6月8日生
住所 大阪府高石市取石4丁目4番23号
金恰子 昭和56年8月22日生
住所 大阪府住吉区茨田3丁目11番7—606号
張政樹 昭和43年8月1日生
住所 大阪府平野区長吉長原東2丁目3番23—505号
彭少清 昭和41年1月30日生
住所 三重県尾鷲市光ヶ丘27番8号
隋曉麗 昭和34年9月5日生
住所 熊本県熊池郡大津町大字引水690番地10
朴商雨 昭和33年3月1日生
住所 滋賀県伊香郡高月町大字馬上1234番地
朱蘭霞 昭和50年4月4日生
住所 山梨県甲府市下河原町3番5—8号
孫亜玲 昭和58年10月20日生
住所 福島県松川町浅川宇町頭7番地1
劉麗紅 昭和39年10月19日生
住所 宮城県亘理郡亘理町長静字柴西89番地1
位宝娟 昭和48年3月16日生
住所 京都市南区東九条南島丸町35番地6
藏志良 昭和35年3月30日生
住所 京都市左京区栗田口島居町31番地1
金英麗 昭和36年11月13日生
住所 宮崎県延岡市大賀町2丁目1309番地1
富高美代子 昭和22年2月7日生
住所 山口県下関市新地町2番28—406号
鄭和男 昭和30年3月5日生
李安枝 昭和33年3月16日生
鄭真由 昭和62年6月25日生
鄭晃司 昭和63年5月6日生
鄭峻平 平成3年5月22日生

住所 山口県小野田市中川4丁目12番12号
丁和美 昭和44年12月10日生
住所 山口県宇部市常盤台2丁目2番10—407号
張高榮 昭和44年7月13日生
住所 山口県宇部市大字藤波405番地12
徐静子 昭和25年8月31日生
住所 山口県下関市関西本町3番31号
韓周燕 昭和43年9月15日生
住所 山口県下関市羽山町26番10号
崔律子 昭和44年5月6日生
崔知慧 昭和47年1月29日生
住所 山口県下関市今浦町2番1—10号
崔知津子 昭和50年10月7日生
住所 山口県光市中央5丁目9番7号
金愛子 昭和12年3月15日生
朴善子 昭和40年5月6日生
住所 山口県宇部市文京台1丁目17番3号
李慶一 昭和39年12月12日生
住所 山口県下関市春日町5番8号
金榮坤 昭和13年4月17日生
崔順正 昭和17年1月12日生
住所 広島県廿日市市串戸5丁目8番10号
李榮博 昭和52年11月1日生
住所 兵庫県西宮市高須町1丁目4番8—202号
李和子 昭和40年4月9日生
住所 兵庫県川西市東久代2丁目1番8号
崔豐三 昭和15年11月4日生
成千恵子 昭和19年9月4日生
住所 兵庫県川西市久代1丁目1番28号
崔聖虎 昭和41年12月4日生
崔英妃 昭和44年3月26日生
崔昌秀 平成6年10月30日生
崔宗秀 平成10年3月14日生
崔晃 平成15年6月7日生
住所 静岡県沼津市下香貫塩場3068番地1
崔敬虎 昭和43年11月19日生
住所 兵庫県川西市小花1丁目21番2号
崔靖虎 昭和46年8月31日生
高正美 昭和49年12月16日生
崔明日香 平成12年9月6日生
崔慶希 平成14年4月2日生
住所 兵庫県伊丹市昆陽2丁目32番地
崔満雄 昭和11年2月14日生
住所 兵庫県姫路市広畑区香葉町3丁目29番地4
張実佳 昭和47年6月30日生

事 務 連 絡
平成16年10月29日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当者 様

厚生労働省健康局結核感染症課

結核予防法改正等に関する御質問について（回答）

去る10月19日に開催された「全国感染症主管課長会議」で説明いたしました内容について、多くの質問が寄せられましたので、別紙の通り、回答させていただきます。

結核予防法改正等に関する御質問について（回答）

（注１）都道府県には、保健所設置し及び特別区を含む（法令に準拠する）。

（注２）市町村には、特別区を含む（法令に準拠する）。

○定期健診関係

【質問１】埼玉県、長崎県

- ・市町村健診で４０歳～６５歳未満の住民は「市町村が定める時期」、６５歳以上の住民は「毎年度」健診を受けるが、４０歳未満の住民は、市町村で基準を定めて健診させてよいのか。
- ・市町村健診について、４０歳以上の者であって市町村が地域のり患率等に照らして特に必要と認める場合には、健診を行うことができるが、具体的にどのように判断し、また、時期については年１回でも構わないのか。
- ・市町村の４０歳以上健診について、４０歳以上という年齢の根拠はなにか。３９歳以下で仕事をされていない方はどうなるのか。

【回答】

「４０歳」に関する部分は法令誤認。６５歳以上であっても、市町村が必要ないと認める者は対象ではなく、いずれにせよ、定期健診の対象者は、市町村の裁量で決定できる。その際の判断基準としては、当局として、政策的有効性を重視し、発見率を用いたところであり、「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について」質問７を参照されたい。

【質問２】京都市

事業者の定期健診について、診療所が対象になっているが保健所は含まれるのか。

【回答】

保健所内の診療所（医療法の届出があるものに限る。）における業務に従事する者に限り対象となる。保健所の職員というだけでは対象とならない。

【質問３】京都市

救急隊員については、ハイリスク者に該当すると考えているが、事業者の定期健診には含まれないのか。

【回答】

結核予防法に基づく定期健診の対象とはならない。

【質問４】石川県

市町村健診において65歳以上の住民は、毎年度健診を受けることになるが、65歳以上とした根拠はなにか。

【回答】

65歳以上の者がすべて対象となるわけではなく、市町村が必要がないと認める者は対象とならない。法令上65歳以上とした根拠は「結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）」（平成16年10月18日付け健発第1018001号厚生労働省健康局長通知）を参照されたい。健診は、公費の支出を伴うものである以上、患者発見という目的に照らし、発見率に基づき有効かつ合理的な定期健診を行うことが重要である。

【質問5】山形県、徳島県

・施行規則第4条が削除され、結核健診における精密検査がなくなったため、一次健診で要精検となった者は、個別に医療機関への受診勧奨となるのか。

・施行規則第4条の削除により、間接撮影から直接撮影という2段階の健診システムは、結核予防法上廃止になると思われるが、今後、市町村等の一次健診で要精検となった者については、市町村等から健診機関に依頼し二次健診を行うか、個別に医療機関の受診を勧奨すべきか、どのように考えたらよいか。

・定期健診について、来年4月以降は、精密検査を必須とすることなく、間接撮影で結核の疑いのある場合は、速やかな受診を指導していく方向で市町村等を指導してよいか。

【回答】

医療機関への受診の勧奨が適当と解する。

【質問6】岐阜県、島根県

・市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者とは、具体的にどのような者か。

・65歳以上の健診について、「市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者」の判断をどのようにして行うか。また、医療機関で毎年レントゲン検査している者や要医療でフォローしている者などは除いて、65歳以上の者はみな対象とすると考えて良いか。・市町村長が行う定期健康診断について、65歳以上の者のうち「市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者」とは、どのような場合を想定したものか。例えば、医療機関で受診した者や結核患者及び結核登録者は該当するのか。

・市町村が定期健診の必要がないと認める者とは、個人を指すものではなく包括的なものと考えられ、市町村の裁量により、健康診断を受けるべき者の年齢を65歳を超えて決定することも可能と思われるがどうか。

【回答】

医学的管理下にある者など市町村の行う健診が不要、又は不適當である者のほか、発見率によって政策的有効性を参酌基準に照らして判断されたい。（「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について」質問7を参照）

市町村の裁量により、健康診断の対象を65歳を超えて包括的に決定することも当然に可能である。

【質問 7】 仙台市

医療機関に入院(特に精神科病床)している者又は介護老人保健施設に入所している者は、市町村長が実施する定期健診の対象者になるか。

【回答】

医学的管理下にある者は、対象者にならないこととするのが適当。(基本指針第二の二の3 参照)

【質問 8】 千葉県、徳島県

市町村長が実施する定期の健診においても、全員に喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診を実施しなければならないか、また、その場合の技術的基準は示されるのか。

【回答】

前段は、必要ない。健康診断の技術的基準については、省令上削除したところであり、医学的に有効な方法で行われたい。

【質問 9】 鳥取県

19歳以上の健診については、肺がん健診と兼ねて行っているが、結核健診だけを止めるということでよいのか。

【回答】

結核健診は、法律上対象とならない者については、廃止となる。肺がん検診の取扱いとは法制度上関連しない事柄である。

【質問 10】 鳥取県

事業者が行う定期健診について、学校や病院等対象とされている以外の職業の者は定期健診を行わなくてもよいということか。また、在宅サービス事業所は含まないのか。

【回答】

結核予防法による定期健診については、お見込みのとおり。

【質問 11】 神奈川県

市町村長の行う定期健診については、強制力はどの程度あるのか。市では基本健診や肺がん健診のお知らせは個別通知しているが、結核の定期健診も同程度行うべきか。

【回答】

定期健診については、法律上受診義務はあるものの担保措置はなく(法第7条第1項参照)、強制力はない。定期健康診断は自治事務であり、通知方法については、市町村の裁量であるが、受診機会が確実に付与されるよう注意が必要である。

【質問 1 2】 岐阜県

65歳未満の施設入所者が定期健診の対象から完全に除かれるが、一方で一般住民健診では市町村が特に必要と認める場合には、65歳未満の者を対象とできることと比較して、整合性を欠くと思われるが、厚生労働省の見解を聞きたい。

【回答】

法令解釈誤認。市町村が特に必要と認める者は、法令上、年齢（65歳以上の者も可能。定期が異なるため。）や施設入所等を問わない。地域における特定住民層の状況や参酌基準（基本指針第二の二の3参照。）に照らして、改正後の結核予防法施行令第2条第2項第3号に規定する定期健診の対象となる余地がある。

【質問 1 3】 岐阜県

65歳未満の者については、「受診希望があること」のみを理由に市町村が必要と認める者とすることは可能か。

【回答】

法律上は、特に必要と認める者に該当せず不可。法律外の市町村の単独事業として健診を行うことは不可能ではない。なお、公費の支出を伴う健診については、政策的必要性や合理性が求められるものであり、参酌基準を踏まえるなど、法令遵守の上、慎重に対応されたい。

【質問 1 4】 島根県

施行令第2条第1項第1号について、保育所やデイサービスに従事する者、保健所及び市町村役場に勤務する保健師、理美容院に従事する者は対象になるか。

【回答】

対象とはならない。

【質問 1 5】 岩手県

市町村長の行う定期健診の対象者を定める際には、患者発見率（0.02%～0.04%）を参考とすることになるが、いつ時点の数値を参考とすればよいか。また、各市町村によりバラツキがある場合の対応についても教えてほしい。

【回答】

直近で把握している数値等、合理的範囲内のデータで差し支えない。また、市町村格差を前提として法改正が行われ、定期健診が自治事務であることから、当然に対応が異なってもよい。

【質問 1 6】 岩手県

市町村長の行う定期健診の対象者を定める際には、結核り患率と結核発見率のどちらを優先すべきか。

【回答】

定期健診は患者発見を目的としており、政策的有効性・合理的の判断指標は、発見率である。（基本指針第二の二の4参照）

【質問17】千葉県

定期健診について、全例に喀痰検査をしなくてもよいか。

【回答】

お見込みのとおり。

【質問18】北海道

市町村の裁量が認められる場合であっても、健康診断を受けるべき者の年齢を65歳を超えた年齢に決定できるのは、その年齢層におけるり患率が他の年齢層に比べて低い等の客観的な事情に基づき限定的なものとするがどうか。

【回答】

り患率でなく発見率である（基本指針第二の二の4）。限定的なものではなく、自治事務として、発見率、他施策の実施状況、市町村固有の状況から、定期健診が有効、合理的でないとの判断は、市町村の裁量で行うことができる。

【質問19】大阪市

市町村長が行う定期健康診断について、保健所長が指示できるのは、定期健診の期日及び期間のみであり、都道府県には指示権限はないものとするがどうか。

【回答】

期日及び期間が指示の対象であるが、技術的助言は可能。都道府県の保健所長は、都道府県知事の補助機関としての地位があるので、都道府県当局の一般的監督下にあると解される。保健所長が指示するとの規定は、保健所長の職権で指示する旨を定めた趣旨であり、都道府県知事は、監督下の保健所長を通じて、その意を体して指示を行わせることが可能である。特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事に指示権限がある（結核予防法第4条第3項参照）。

【質問20】北海道

改正後においても定期健診は、従来どおり都道府県知事（保健所）が主体となって実施することには、変わらないものとするがどうか。

【回答】

定期健診は、市町村の自治事務である。

【質問 2 1】北海道

17年4月以降において、事業者等から、施行令による定期健康診断対象者以外の者に係る健診結果の提出があった場合は、不受理扱いとすべきと考えるがどうか。

【回答】

提出の義務はないため、その旨説明、周知されたい。法律上事業者に提出義務及び行政庁に受理義務がない文書の取扱いについては、自治体の裁量である。

【質問 2 2】宮城県

病院や介護老人保健施設等で長期期間実習している医療系、福祉系の学生の健康診断について入学年度のみでよいのか。

【回答】

実習の有無や医療系等の履修内容に関わらず、法律に規定する「学校」とは、学校教育法に規定する学校に限る（改正後の結核予防法施行令第2条第1項第2号）。当該学校に限り入学年度の定期健診が当該学校長に対して法律上義務付けられている。

【質問 2 3】宮城県

学校長が行う定期健診について、大学への通知は、文部科学省から通知されるのか。

【回答】

同省と調整の上、追って連絡する。

○定期外健診関係

【質問 2 4】鳥取県

定期外健康診断ガイドラインについては変更されるのか。

【回答】

廃止した上で、地方自治法に基づく法定受託事務の処分基準を11月中に通知する予定。

【質問 2 5】川崎市

定期外健診について、勧告すべき内容として受けさせるべき時期とあるが、受診するその時期ごとに勧告が必要か。また、医療機関に委託した場合、措置を実施する期限をどのように設定したらよいか。

【回答】

前段については、お見込みのとおりである。後段については、即時強制の時期は都道府県知事の裁量の範囲内であるが、処分基準を別途通知する予定。（質問 2 4 参照）

【質問26】 港区、大阪市

定期外健診の勧告等を実施する場合、書面により通知しなければならないが、団体の場合については、その代表者のみに通知すればよいのか。

【回答】

後段は違法となる。即時強制の事前手続であることから、法律上、当然に対象者（個人）に書面により通知しなければならない。

【質問27】 大阪市

勧告によらず、これまでどおり都道府県知事が定期外の健診を行うことは可能か。

【回答】

違法である。仮に健診を実施した場合には、法定外の都道府県の単独事業となるので、国庫負担金の対象外として精算することはもとより、都道府県費の支出について違法性の生じないよう留意されたい。

【質問28】 大阪市

- ・定期外健診において、ツ反検査の必要性は低いと考えているか。
- ・接触者検診のツ反はなくなるのか。それに変わる検査があるのか。

【回答】

一概に必要性が低いとはいえず、なお、処分基準を11月中に通知する。（質問24参照）

【質問29】 大阪市

定期外健診の受診義務（法第7条第2項）は、どうして削除されたのか。

【回答】

より強制力の強い即時強制として、義務の設定及び罰則なく定期外健診の実現を担保する仕組みとなったためである。即時強制の意義、義務設定・罰則が不要となる理由については、行政法の基本的解説書に譲る。（基本指針第二の三の2及び3参照）。

【質問30】 大阪市

他で受けた健康診断（法第8条）が削除されたが、いわゆる「みなし規定」を類推適用し存続せざるを得ないと思うが如何か。

【回答】

定期外健診はすべて即時強制で担保すべき「正当な理由」のある者に確実に行うべき者であって、他の健診をもって代替するとの考え方は法制上とりえない。削除されたみなし規定を類推との趣旨は不明であるが、法定手続に反した健診は、違法である。その効果は、質問27参照。

【質問 3 1】 港区

他で受けた健康診断で定期外が削除されているが、企業の多い地域では企業の定期健診の結果を把握し、定期外健診に代用している場合も多いが、改正後は全て保健所で実施しなければならないか。

【回答】

定期健診を代用するのは違法である。その効果は、質問 2 7 参照。定期外健診を医療機関に委託して実施することは可能である。

【質問 3 2】 北海道

定期外健診の勧告の書面には、健診を行う場所の記載する規定はないが、実際の勧告の際には、こうした記載を書面で通知することが妥当と考えるがどうか。

【回答】

法令誤認。書面には場所を記載しなければならない（改正後の結核予防法施行規則第 1 条第 3 号参照）。

【質問 3 3】 鹿児島市

定期外健診を医療機関に委託して行う予定ですが、その医療機関は指定医療機関でなければならないか。

【回答】

適正に健診が実施できる限り、指定医療機関でなくても差し支えない。

○予防接種関係

【質問 3 4】 神奈川県

Q & A【質問 2 0】において、1 か月健診で B C G 接種を行うことは可能と回答されているが本当か。また、【質問 3 1】において、出産後、産科入院中に B C G 接種をしても差し支えないと回答されているが本当か。

【回答】

法律及びその委任を受けた政令の規定は、生後直後から生後 6 か月に接種することを市町村に義務づけるものであり、この期間内に接種機会を確保することにより、接種率の向上を図り、乳幼児結核の発生の予防及びまん延の防止に努める義務がある。なお、医学的知見等に基づき、生後直後の接種について、何ら問題のないことについては、別添資料を参照のこと。市町村は接種機会の確保に関し、法令上義務を負うので、十分に注意されたい。

【質問 3 5】 埼玉県、中野区

- ・自治体の財政上の事情や医師の手配の都合は、その他特別の事情と認められるのか。
- ・体調不良を理由にBCGを受けられなかった子どもは、やむを得ない場合として、1歳に達するまでの期間、BCG接種は可能か。

【回答】

認められない。市町村の単独事業として任意接種となる。離島や医療過疎地域で、医療機関における実施体制が確保できない客観的事実がある場合には、やむを得ない事情に当たる。個人の事情は、法律上やむを得ない場合ではなく、生後6月に達するまでの期間内に機会を再度付与するか、期間経過後に任意接種となるかの問題になる。

【質問36】埼玉県、神奈川県、山形県、愛知県、笠岡市、笛吹市

- ・現在、法律上の予防接種は「～4歳未満」、標準的接種年齢は「3か月～1歳」となっているが、標準的接種年齢はどうなるのか。
- ・現在、BCG接種開始時期は、生後3か月からとなっているが変更はないか。
- ・BCG接種の開始時期は、生後何か月からとなるのか、また、その根拠はどのような形で示されるのか。
- ・BCG接種時期は生後6か月までとなっているが、医学的に接種に望ましい時期はあるのか。

【回答】

医学的知見を踏まえた政令改正であって、生後直後から生後6月に達するまでの期間に接種機会を設ける法律上の義務がある。標準接種年齢という概念は法律上とりえない。開始時期は、法律上、生後直後であり、根拠については、「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について「質問14及び別添資料を参照。接種の望ましい時期は、乳児結核を予防する趣旨から、できるだけ早期である。

【質問37】埼玉県

- ・BCG接種してよい子どもと、してはいけない子どもの判断基準はガイドライン等で出ることなのか。
- ・現行のBCG接種予診票は、そのまま使用できるのか。今後改正される予定はないのか。

【回答】

地方自治法に基づく技術的助言として11月中に通知する予定。

【質問38】長崎県

- ・1歳に達するまでに接種できなかった場合には、今までどおり4歳まで接種は可能か。
- ・生後6か月までが法定年齢の扱いとなるのか。

【回答】

法令上明らかに生後6月に達するまでの期間が、接種期間である。これを経過した場合に市町村がした予防接種は、市町村の単独事業で任意の予防接種となる。市町村の責任であり、

予防接種法の被害救済制度の対象外であるので、注意されたい。

【質問 3 9】石川県、浜松市、笠岡市

- ・ B C G を任意接種する場合でも、直接 B C G 接種となるのか。
- ・ 1 歳以上の乳幼児が医療機関に相談され、接種をすることとなった場合、ツ反を行ってから B C G 接種をしないとイケないのか。

【回答】

法律の範囲外の事項であり、接種主体者及び医師の責任において判断すべき事項である。

【質問 4 0】愛知県、島根県

B C G 接種について、「地理的条件、交通事情、災害の発生その他特別の事情」については、予診票等に理由を記載しなくてはならないのか。また、その記載がないと健康被害の救済が受けられないのか。

【回答】

特別の事情を満たすかどうかは客観的事実に基づき定まるものであり、接種時期は市町村民に周知しておくことが望ましいが、予診票はこの件と関係のない事柄である。

【質問 4 1】尼崎市

生後 6 月以上 1 歳未満の者が、B C G 接種について、特別の事情によりやむを得ないと認められない場合、予防接種法による健康被害救済の対象とならないのか。

【回答】

市町村の接種であっても、客観的に法律要件を満たさない場合、市町村の意向にかかわらず、同救済制度の対象とならない。なお、個人の状況は、特別の事項に該当しない。

【質問 4 2】島根県

6 か月から 1 2 か月児に B C G 接種するにあたり、何か特別に注意を要することがあるか。

【回答】

「特別の事情」のある市町村であっても、法令の趣旨から、生後 6 月に達するまでの期間の接種が乳幼児結核の予防に有効であることを周知しておくことが望ましい。

特別の事情のない市町村では、任意接種となる。

【質問 4 3】島根県

接種機会の確保の注意義務を果たすため、従来、技術的な水準確保の面から、集団接種が望ましいとされてきたが、来年度以降この考え方は変わるのか。

【回答】

接種機会の確保の注意義務を果たすため、個別接種を推進していただきたい（基本指針第

二の四の2参照)。

【質問44】 島根県

経過措置を設けないとのことであるが、その理由はなにか。

【回答】

「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について」質問29を参照。

【質問45】 石川県

法施行までの6か月の間に、BCG未接種者への接種の周知、勧奨について、国レベルでも広報するのか。

【回答】

特別の広報は行わない。

【質問46】 石川県

BCG接種の針根数調査(乳幼児健診等会場にて)等の積極的取組については、どのように考えているか。

【回答】

BCG接種技術の向上に向けた取組として評価できるが、実施するかどうかは、市町村の裁量である。

【質問47】 岩手県、宮城県、石川県、岐阜県、愛知県、湖西市、笛吹市、呉市、港区

・やむを得ないと認められる場合、BCG接種は1歳に達するまで可能であるが、風邪、家庭の事情、保護者が忘れていた場合、小規模の村であって接種機会が少ない場合(半年に1回)には、それぞれ市町村がやむを得ないと認めれば、1歳に達するまでの接種は可能か。

・BCG接種で、やむを得ない場合の「その他」の理由は、詳細な定めはあるのか。市町村の諸々の理由で6か月～1歳に達するまでの期間としてよいのか。

・BCG接種は月3回の設定であり、必ずしも余裕を持った体制とは言えないことから、これを行政側で接種する機会を与えられなかったと判断し、特別な事情として扱って構わないか。

・基礎疾患等で生後直後から6か月過ぎまで入院していた乳幼児は特別な事情に該当するか。

・BCG接種について、特別な事情として、医師会等の協力や実施体制が整わない場合は該当するのか。

【回答】

いずれも該当しない。「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について」質問17参照)。個別接種の推進等による接種機会の確保は市町村の法的責任で

あり、法定期間に接種できなかった場合には、任意接種となることに留意されたい。

【質問48】岐阜県

現時点でツ反陽性のためBCG接種をせず、医師により経過観察をされている者は、今後接種の機会を失うことになるが、やむを得ないと思えるべきか。

【回答】

法定接種は、法律の要件に該当する者に限る。任意の予防接種の機会があるため、接種機会を失うことにはならない。

【質問49】岐阜県

今後、今年度中に実施するツ反で陽性となり、BCG接種が保留となった者は、17年4月以降に6か月未満であれば、直接BCG接種は可能か。更にこの者が17年4月以降に6か月以上であっても1歳未満であれば、やむを得ないと認められ、BCG接種は可能となるか。

【回答】

前段の場合は可能である。後段の場合は市町村の客観的事情ではなく、任意接種となる。

【質問50】和歌山市

BCG接種について、広報誌等を通じて市民に周知の際、文章表現上、「生後6月」に重きを置くべきか、「1歳に達する」までの期間に重きを置いて表現すべきか、お聞きしたい。

【回答】

市町村で2つの接種期間が存在するかの前提は法令解釈誤認（「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について」質問17参照）。特別事情がない市町村では、当然に、生後6月に達するまでの期間の接種を周知することとなる。

【質問51】三重県

1歳以上の未接種者については任意接種となるが、未接種者に対する接種勧奨についてはどう考えたらよいか。

【回答】

任意接種となるのは、生後6月に達するまでの期間を経過した者である。当局として勧奨しない（市町村の責任及び判断において勧奨することについては、関知しない。）。

【質問52】石川県、三重県

現時点での未接種者（4歳未満）については、今年度中に接種を済ませるよう勧奨すべきと考えるがどうか。

【回答】

当局としては勧奨しない。市町村長の責任及び判断による。

【質問 5 3】 尼崎市

政令第 2 条第 3 項第 2 号のその他の特別の事情について、都市部においては、災害を除いては該当しないように思うが、他に該当する要件は考えられるでしょうか。

【回答】

特にない。

【質問 5 4】 宮城県

B C G 接種について、町では年 2 回実施しており、5 か月～10 か月児を対象として行っているが、今年度の予防接種は終了しており、来年 4 月実施の対象者も 5 か月～10 か月児を対象としていたが、特別の事情と認められるか。

【回答】

不可。平成 17 年 4 月以降は接種機会を生後 6 月に達するまでの期間に確保する法的責任がある。

【質問 5 5】 富山県

17 年 3 月末に実施したツ反の結果、陽性になった者は、どのように扱われるか。

【回答】

平成 17 年 4 月以降については、生後 6 月に達するまでの期間であれば B C G 直接接種を行うことができる。

○結核の診査に関する協議会関係

【質問 5 6】 石川県

結核の診査に関する協議会の名称は、都道府県・政令市独自の名称で可か。

【回答】

お見込みのとおり。条例事項である。

【質問 5 7】 中野区

結核の診査に関する協議会について、委員 3 名以上で組織することになっているが、3 名以上出席できなかった場合は、協議会を開催できないのか。例えば、医師 2 名、医療以外 2 名が選任されている場合、医師 2 名、医療以外 1 名の出席で協議会を開催することは可能か。

【回答】

お見込みのとおり。

【質問58】石川県

結核診査協議会の委員が5名以上から3名以上になり、うち1名は医療以外の学識経験者とあるが、具体的にはどんな立場の人になるのか。

【回答】

学識経験者で広く該当するものとして差し支えない。

【質問59】北海道、埼玉県

- ・結核の診査に関する協議会の委員として、保健所長が入ることは可能か。
- ・関係行政庁の職員は協議会の委員の対象として明記されていないが、保健所長を当該協議会の委員として任命しても差し支えないか。
- ・協議会について、医療以外の学識経験者を入れない方針ですが、条文上はあくまで「過半数は医師」なので、従来どおり全員医師でも問題ないと考えますがどうか。

【回答】

いずれも、法解釈誤認であり、違法である。

【質問60】板橋区

結核の診査に関する協議会について、医療以外の学識経験を有する者とあるのは、弁護士と考えてよいか。また、その理由は何か。

【回答】

弁護士に限らず、学識経験者であれば広く該当する。

【質問61】沖縄県、板橋区

協議会は医師及び医療以外の学識経験者で構成されるが、会議については医師のみの出席でも、定数を満たせば成立すると考えてよいか。

【回答】

法の規定、趣旨に照らし、違法又は不当の疑義があり、適当でない。

【質問62】板橋区

協議会について、委員3名以上で組織するとなっているが、会議が成立するためには、3名以上の出席が必要か。例えば、条例で委員数を「5人以内」で「過半数の出席で会議が成立する」と定めたうえで、委員を3人任命し、2名の出席で会議が成立すると考えてよいか。

【回答】

法の規定、趣旨に照らし、違法又は不当の疑義があり、適当でない。

【質問 6 3】 埼玉県、愛知県

協議会委員の任期ついて、来年 4 月時点において、任期途中の委員の取り扱いはどうしたらよいか。

【回答】

法定要件を満たすことは必要であるが、条例事項である。

【質問 6 4】 大阪市

協議会において、医療以外の学識経験を有する者に審議させる事項とは、こういったことを想定しているのか。

【回答】

合議体として審議するものであり、改正後の結核予防法第 48 条第 1 項に規定する審議事項のすべての審議に加わる。

【質問 6 5】 北海道、大阪市

結核の診査に関する協議会の委員は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のみでも良いのか。

医療以外の学識経験を有する者については、必ずしも委員に任命しなければならないものでなく、協議会は、結核の予防及び結核患者の医療に関する事業に従事する者のみから組織してもよいと考えるがどうか。

【回答】

違法である。

【質問 6 6】 北海道

医療以外の学識経験を有する者とは、弁護士、大学教員、高校教諭、人権擁護委員、民生委員、首長経験者等と考えるがどうか。

【回答】

差し支えない。

【質問 6 7】 北海道

協議会の委員定数の上限、委員の任期等については、法により条例に委任されたものと考ええるが、条例では、委員の定数の上限を 5 人、委員の任期は 3 年、また、協議会の長は会長とする予定であるが差し支えないか。

【回答】

都道府県（条例制定権者）の裁量の範囲内である。

○その他

【質問68】 石川県

法第22条（医師の行う届出）及び法第23条（病院管理者の行う届出）中の「もよりの保健所」の「もより」とは病院を管轄する保健所と解釈すればよいのか。

【回答】

医師等の届出の便宜に配慮し、患者の居住地を管轄する保健所ではなく、医師の所在地及び病院の所在地を管轄する保健所でも差しつかえないとの趣旨である。

【質問69】 島根県

結核対策の包括的見直しに関する提言では、15歳以上～40歳未満のローリスク層については、節目健診が言われていたが、改正案ではそれが定められておらず、節目健診がはずれた経緯及び理由について教えてほしい。

【回答】

提言は、法令改正の参酌資料の一つである。発見率が著しく低く、政策的有効性が低いため法令での一律の義務づけは不適當であるため。（「結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）」（平成16年10月18日付け健発第1018001号厚生労働省健康局長通知）参照）

【質問70】 中野区

今回の法改正に伴い、結核対策特別促進事業実施要綱はどのようなになるのか。

【回答】

平成17年度予算成立後、示される予定。

【質問71】 長野県

結核と感染症については法律も基本指針も別に定められているので、予防計画も別で作成したいと考えているが構わないか。

【回答】

法改正の趣旨に照らし、一体のものとして策定されたい。

「結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）」（平成16年10月18日付け健発第1018001号厚生労働省健康局長通知）を参照されたい。

【質問72】 大阪市

ツ反に変わる方法として、Q F T－2 Gの実施を視野に入れているとすれば、その費用についてはどう考えているか。

【回答】

研究段階にあり、一切視野に入れていない。

【質問 7 3】 浜松市

病院の職員採用時の 2 段階ツ反も止めるのか。

【回答】

法律上、義務のないものであり、実施者の任意の判断によるもの。

【質問 7 4】 岩手県、愛知県

予防計画の策定時期については、いつまでを目途にすればよいのか。

【回答】

平成 1 7 年 4 月 1 日まで

【質問 7 5】 山形県

・定期健診と肺がん検診との関係については、後日示されるとのことであったが、いつ、どこから、どのように示されるのか。

・老人保健法関係（肺がん検診）との整合性については、老人保健法関係課から別途通知予定と聞いたが、今年度中に行われるのか。

【回答】

肺がん検診の取扱いについては、今年度中に、当局からも結核対策所管部局に情報提供する。

法制度が異なるため、整合性の問題は生じない。

【質問 7 6】 佐賀県

労働安全衛生法の見直しの予定があるとのことであるが、いつ頃になるのか。

【回答】

所管部署と調整の上、今年度中に示す予定。情報提供は適切に行う予定。

以上

(別添)

○ 参考文献

1. 接種時期に関するWHO(世界保健機関)の見解

‘ In country where the prevalence and incidence of tuberculosis are high, BCG vaccination should be given to infants as soon after birth as possible, and in any case, within the first year of life.’

【和訳】

‘…結核の有病率や罹患率が高い国においては、乳児に対して、出生後できるだけ早期に、いかなる場合にあっても1歳までに接種するべきである。’

2. 諸外国のBCG接種状況

	フランス	フィリピン	中国	インド	韓国
接種時期	1か月以内	6か月以内	出生直後	1か月以内	1か月以内

参考: WHO Weekly Epidemiological Record 1995; 70: 229-231

3. 播種性 BCG 症に関して

【文献1】

A.Lotte et al. BCG Complications: Estimates of the Risks among Vaccinated Subjects and Statistical Analysis of Their Main Characteristics. Advances in Tuberculosis Research 1984; 21:107-193

(概要)

世界の文献及び国際結核呼吸器疾患連合のアンケートをもとに、1921年より1982年までに発行された1,000以上の文献より、100以上の国において発生した10,000以上のBCG副反応について精査したもの。31例の非致死性播種性BCG症の分析によると、半数は幼児期以降(15歳の症例あり)の接種であり、20例(65%)については、基礎に証明された免疫不全なし。35例の致死性播種性BCG症の分析によると、うち20例に免疫不全の家族歴があり、また6割以上を男児であり、遺伝性要素の関与が示唆される。

【文献2】

Elizabeth A. Talbot, et al. Disseminated Bacille Calmette-Guerin Disease After Vaccination: Case Report and Review. Clinical Infectious Diseases 1997;24:1139-46

(概要)

1980年より1996年にかけて複数国において行われた5000以上の調査結果をレビューし、28例の播種性BCG感染症について分析。28例中24例が基礎に免疫不全を有し、71%が2歳以下、68%が男児、致死率は71%。重症複合免疫障害(SCID)の5例および慢性肉芽腫症(CGD)の3例の発症月齢は、4か月2例、5か月2例、6か月1例、18か月以上2例であった。

【文献3】

Jean-laurent Casanova, et al. Idiopathic Disseminated Bacillus Calmette-Guerin Infection: A French National Retrospective Study: Pediatrics 1996;vol98,No 4:774-79

(概要)

フランスにおける特発性(基礎に免疫不全がない)播種性BCG感染症に関する、1974年より1994年の調査をレビュー。結果、16人(約200万人に1人)が基準を満たした。うち半数が他の日和見感染の徴候を示し、5人の両親に血族関係が認められた。男女は同数であった。(参考:フランスでのBCG接種時期:1週間から11か月)

4. その他の副反応に関して

【文献1】

予防接種後副反応報告書 No.9(平成14年4月～平成15年3月)

(関連部位の抜粋)

えき下リンパ節腫脹:0歳代:29例、1歳以上:13例

局所の膿瘍:0歳代:14例、1歳以上:9例

(参考)日本における接種率(平成12年度)0歳代:80%、1歳代:14%

【文献2】

F. M. Turnbull, et al. National Study of Adverse Reactions after Vaccination with Bacille Calmette-Guerin: Clinical Infectious Diseases 2002;34:447-53

(概要)

オーストラリアにおけるナショナルスタディ。918人(接種時期:生後1日から54歳)の接種者について、14か月観察。接種後のリンパ節腫脹の出現頻度は、6か月未満児及び6か月以上の児ではそれぞれ1.4%(6人/414)及び0.8%(4人/504)と有意差なし。局所の腫脹の出現率は、それぞれ1.2%及び3.6%であり、全体としては年(月)齢は副反応の出現率に影響しないと結論。

厚生労働省開催「全国感染症主管課長会議」資料(抜粋)

平成16年10月19日

「結核予防法施行令の一部を改正する政令案」等に関する御質問について

○定期の健診関係について

【質問 1】

施行令第 2 条の定期の健康診断の対象者について、「保育所及び幼稚園において業務に従事する者」に対する規定がないようだが、他法で補っているのか。それとも、特に規定はないのか。

【回答】

結核予防法では保育所及び幼稚園において業務に従事する者は定期の健康診断の対象となっていない。

【質問 2】

現行の法第 5 条第 1 項第 1 号で定期外として位置づけている業態者健診は、法改正でなくなり、今後は、新法第 4 条に基づく事業者又は市町村長の実施する定期の健康診断のみとなるのか。

【回答】

定期外の健康診断は、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものにのみ行うこととされた。定期の健康診断については、対象者は政令で定めるとおりである。

【質問 3】

飲食業者等の 65 歳以上は、毎年度、受診が義務付けられる市町村長の定期の健康診断の対象者を除き、労働安全衛生法第 66 条に規定されている事業者の健康診断のみになるのか。

【回答】

労働安全衛生法についても見直しの予定があり、その検討結果による。

【質問 4】

法第 4 条の事業者、学校、施設の長は、すべて施行令第 2 条で定めるものに係ってくるのか。

【回答】

お見込みのとおり。

【質問 5】

施行令第 2 条第 1 項で規定されている学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで規定された施設の従事者は定期の健康診断の対象となっているが、普通の会社の従業員は対象外となるのか。

【回答】

事業者の行う事業において業務に従事するものに対する定期の健康診断については、改正後の結核予防法施行令第 2 条第 1 項第 1 号で対象となっている者に限られる。

【質問 6】

介護老人保健施設は、実態は老人施設であるのに、新法では定期の健康診断義務を負っていないようであるが、老健施設はハイリスク層として、保健所主体で定期の健康診断を実施すればよいのか。

【回答】

介護老人保健施設については、適切な医学的管理下にある施設であるため、結核予防法ではその入所者を定期の健康診断の対象としていないが、必要に応じて健康診断を実施することが適当であると考えている。なお、健康診断の主体については、施設の管理者や市町村（保健所）の判断に委ねられているが、いずれも法外の任意の健康診断である。

【質問 7】

市町村における定期の健康診断については、「市町村が地域の罹患率、患者発見率等に照らして」とあるが、明確な判断基準は作成されないのか。

【回答】

改正後の結核予防法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定される結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針において、「患者発見率 0.02～0.04 %」を参酌していただくこととしている。

【質問 8】

新法では、主婦、自営業者等、重症化しないと発見できないような方も出てくることが考えられるが、早期に発見するための健康診断の代替案はあるのか。

【回答】

早期発見に政策上有効でないため、定期の健康診断を見直し（廃止）たものである。結核に関する啓発及び知識の普及を行うことにより、定期の健康診断の対象となっていない者についても、日頃から結核の予防に必要な注意を払うとともに、特に有症状時には適正な治療を受けるよう努めていただけるよう、基本指針を踏まえ

て予防計画を策定することが望ましい。

【質問 9】

学校における定期の健康診断が入学時だけになっているのは、どういう理由からか。

【回答】

「結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）」（平成 16 年 10 月 18 日健発第 1018001 号厚生労働省健康局長通知）第 3 の 1 の（4）を参照されたい。

【質問 10】

定期の健康診断が有効とされている患者発見率は 0.02～0.04% とあるが、どういう理由からか。

【回答】

1970 年代の英独において、集団検診が正当化される患者発見率として提唱されたのが 0.02% 又は 0.04% である。現在の日本の結核まん延状況は、当時の英独のまん延状況と類似（人口 10 万対罹患率 20～30 台）の状況であることから、先進国の定期の健康診断の見直しの判断として、この値を参酌することとした。

【質問 11】

市町村長が健康診断を行う場合、感染リスクの高い者として、外国人労働者や路上生活者等を抽出することは難しく、具体的にどうしたらよいのか教えてほしい。

【回答】

先進的取組を行っている都市部の例を参考にされるなどして、地域の実情に応じた方法を都道府県の定める予防計画に記載することが望ましい。

【質問 12】

結核予防法の定期の健康診断の見直しに併せて、今年度中に労働安全衛生関係法令の改正は行われないのか。

【回答】

見直しの予定がある。

〇BCG接種関係について

【質問 13】

政令第 2 条の 2 中「・・・略・・・」。ただし、地理的条件、交通事情、災害の

発生その他特別の事情・・・1歳に達するまでの期間とする。」に記載の「その他の特別の事情」として、厚生労働省が予測している事情を聞きたい。

【回答】

例示列举と同等の地域（市町村）における客観的事情である。個人的事情は含まない。

【質問14】

・予防接種の期間が「4歳に達するまでの期間」から「生後6月に達するまでの期間」に改められたが、期間が改正された理由を聞きたい。

・BCG接種期間を短くすると、他の予防接種の接種率を低下させる危険性があり、BCG接種時期は、他の予防接種との関係の中で決めるべきではないのか。

【回答】

現在、乳幼児結核の多く（特に1歳未満）はBCG未接種者に発生している。結核感染前の生後早期に予防接種を行うことにより、特に乳幼児の重症結核については高い予防効果が期待できるため、BCG接種時期を出生後早期に変更したものである。世界保健機関等においても出生後可能な限り早期の接種を推奨しているためである。

【質問15】

BCG接種については、1歳未満までの子供が公費負担の対象となるのか。例えば、4月1日で1歳の誕生日を迎えた子供は公費負担の対象ではなくなるのか。

【回答】

お見込みのとおり。（単独事業として行うことは差し支えない。）

【質問16】

「1歳以上の子どものBCG接種は、費用が自己負担になることが予想されます。」といった内容を市民にチラシ等で周知しても差し支えないか。

【回答】

1歳以上の子どもについては、平成17年4月1日からは、結核予防法に基づく定期の予防接種の対象とはならない事実を周知することは可能であるが、法改正の趣旨に照らして、6月以内に接種して、乳幼児の重症化を予防するために、適切な内容とすること。

【質問17】

接種時期について、「生後6月に達するまでの期間」とあるが、6ヶ月目は含むと解釈してよいか。また、「その他の特別な事情」があれば、時期を延長できるが、

今後、国から特別な事情の例示がない場合には、市町村の判断でよいのか。

【回答】

6ヶ月目は含まない。また、「その他の特別な事情」については、例示列举と同等の市町村における客観的事実をいう。独自の判断でよいが、法の趣旨を逸脱しないよう注意すること。特別といえないことに当てはめても法定接種とはならない。

【質問18】

施行令第2条第2項第1号における「市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者」の解釈について、「必要がないと認める」場合の判断基準を示されたい。

【回答】

基本指針に、市町村が定期の健康診断を実施する対象として、参考となる患者発見率等の数値を記載しているので、参酌の上、適切に判断されたい。

【質問19】

BCGは生後何か月からの接種が望ましいのか。(生後6か月までの接種を確実にを行うためには個別接種が必要になると思われる。また、個別接種には医師会の協力が必要不可欠である。)

【回答】

BCG接種は生後直後より接種可能である。また、定期の予防接種を行うに当たっては、地域の医師会と十分な連携の下、個別接種の推進を行っていただきたい。

【質問20】

島内の病院で乳幼児の1か月健診を行っているが、ここですべての子供にBCG接種を行うことは可能か。すでに国内で1か月未満でBCG接種している地域があるか。

【回答】

1か月健診でBCG接種を行うことは可能。現時点での国内事情に関しては把握していない。

【質問21】

海外に行っていたため、BCGが未接種である2歳児、3歳児の保護者から、予防接種を受けなくても大丈夫なのかという問い合わせがあったが、どのように回答すべきか。

【回答】

平成17年3月の法施行までの期間であれば、法定接種として接種可能である。それ以降は任意接種となるので、事情を説明したうえで、親の責任において対応さ

りたい。

【質問 2 2】

来年度 2 歳になる子供が、BCG 未接種の場合、任意の BCG 接種により副反応が起きたときの救済制度はないのか。また、BCG 接種の経過措置がないとすれば、早めに広報をして今年度中にツベルクリン反応検査・BCG を行うことになるのか。

【回答】

任意の予防接種によって健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく健康被害救済制度により救済給付を受けることができる。また、予防接種の経過措置は設けないため、平成 17 年 4 月 1 日以降において定期の予防接種の対象でなくなる者は、本人が特に希望する場合は、今年度中にツベルクリン反応検査を行った上で予防接種を行っていただくこととなる。

【質問 2 3】

BCG 予診票の内容変更はあるのか。(ツベルクリン反応検査がなくなるため)

【回答】

BCG 予診票等に関しては、ガイドラインの改正を検討している。

【質問 2 4】

BCG 予診でハイリスクとわかっている場合、BCG を接種するのか。

【回答】

予防接種を行うことが不適当な状態にある者等については予防接種を行ってはいけない(結核予防法施行規則第 9 条の 2 参照)。予防接種を行うことが不適当な状態についての詳細は、ガイドラインに示す予定である。

【質問 2 5】

BCG の接種可能期間である 4 8 ヶ月間(標準的接種年齢)の考え方はなくなるのか。

【回答】

お見込みのとおり。

【質問 2 6】

1 歳を超えた場合、任意での BCG 接種も不可になるのか、それとも現行どおり 4 歳までは実施できるのか。

【回答】

任意の予防接種については当事者の責任において行われるものであり、年齢制限

はない。

【質問 27】

1 歳を超えた者が任意で BCG 接種を受ける場合、ツベルクリン反応検査を行うのか。

【回答】

任意の BCG 接種は、本人の責任において行われるものであり、担当医師の判断に従うべきである。

【質問 28】

接種時期について、1 歳までというのは 1 歳未満か 2 歳未満のどちらか。

【回答】

1 歳未満である。

【質問 29】

BCG 接種の経過措置がない理由は何か。

【回答】

医学的知見に基づく接種時期の見直しであり、政令の施行時において未接種の 1 歳以上の者について、廃止されたツベルクリン反応検査を前提とした BCG 接種を義務づける必要性及び有効性がないため。

【質問 30】

BCG 接種が 1 歳までに出来なかった場合、来年 4 月以降は自費でツベルクリン反応検査を行い、ツベルクリン反応検査が陰性だった時に自費で BCG 接種を行うことになるのか。

【回答】

法定接種でないため、本人の責任において、予防接種を自費で受けていただくこととなる。ツベルクリン反応検査については、担当医師の判断による。

【質問 31】

出産後、産科入院中に BCG 接種をしても構わないか。

【回答】

差し支えない。

【質問 3 2】

B C G 接種が可能な子どもとそうでない子どもの判断基準は、ガイドライン等で示されるのか。

【回答】

お見込みのとおり。

○その他

【質問 3 3】

結核の診査に関する協議会の実施要領等に、医療以外の学識経験を有する委員は、患者の人権保護に配慮すべき事案が生じた場合のみ、出席するといった表現を盛り込んでも問題ないか。

【回答】

合議体の趣旨からみて、違法又は不当の疑いが強い。

【質問 3 4】

法に基づく県の予防計画の中で、患者の入院に関する事項（ベット数及び地理的配置）を規定するにあたり、34条患者が「結核病床を有しない病院の一般病床」へ入院する場合、どのように記載すべきか。

【回答】

医療法に基づく計画のことと思われるが、こちらは別途、来年4月の施行に向けて、計画の見直しを図っているところである。結核病床を有しない病院の一般病床に結核患者が入院する際の施設要件、人的要件等は別途通知で周知する予定である。

【質問 3 5】

法第50条で、「協議会に関し必要な事項は、条例で定める。」とあるが、協議会の委員構成について、具体的に示す予定はあるか。また、「医療以外の学識経験を有する者」の協議会への出席要件について、考えがあるか。

【回答】

委員構成は、法改正の趣旨からみて、国が示すことはない。出席要件はすべての案件について合議体として行うこと。

【質問 3 6】

ツベルクリン反応検査は、定期の予防接種前だけでなく、定期外健康診断の際にも行わないことを前提としているように読みとれるが、来年4月以降、ツベルクリン反応検査は実施できないのか。

【回答】

結核予防法に基づき行う定期・定期外の予防接種の前にはツベルクリン反応検査

できない。法律外の医療行為について、当事者の責任においてツベルクリン反応検査を行うことは禁止されていない。

以上

結核予防法の一部を改正する法律について

結核は依然我が国最大の感染症であり、患者の特性の変化、予防施策に関する知見の蓄積等の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、予防接種におけるツ反の廃止、定期・定期外健診の効率的な実施等必要な見直しを行い、結核対策の充実強化を図る。

結核を取り巻く状況の変化

◆ 結核罹患率の低下傾向鈍化

- ・ 近年改善が鈍化し、平成9年には罹患率が上昇。10年、11年と連続して悪化。その後も改善は横ばい。

- ・ 日本の結核罹患率は、ロシアを除いた先進諸国中最下位。

依然として「中まん延国」。

※ 新規結核患者数（10万人対）：日本25人、アメリカ5人、イギリス11人、フランス10人

◆ 結核の罹患状況の変化

- ・ 若年者中心の罹患から高齢者、ハイリスク者中心の罹患へ。
(若年者の罹患率の低下)
- ・ 地域格差の拡大。

※ 大阪市の罹患率は長野県の6倍

◆ 予防・医療に関する知見の蓄積

- ・ 予防接種の要否判定のためのツベルクリン反応検査の必要性の否定。

総合的・計画的な施策の推進の必要性

一律的・集団的対応からリスクに応じた対応への転換の必要性

科学的知見に基づく予防接種の実施の必要性

若年者結核罹患率の低下
※ 反応陽性者のBCG接種機会の喪失
※ BCG直接接種の安全性についての科学的知見の集積

具体的な見直しの内容

◆ 国・都道府県の計画の策定

- ① 国における基本指針の策定の策定
- ② 都道府県における予防計画の策定

◆ リスクに応じた健診の実施

- ① 患者との接触が疑われる者に対する定期外健康診断の実施の強化
- ② リスクに応じた定期健康診断の実施

◆ 予防接種におけるツ反の廃止

予防接種の要否判定のために実施していたツ反の廃止・BCG直接接種の導入

◆ 服薬支援の積極的推進

保健所・主治医による服薬支援の推進

施行期日
平成17年4月

結核予防法施行令の一部改正について(概要)

1. 定期健診 (第2条関係)

➤ 集団感染防止の観点から

➤ 感染の危険の高低に拘わらず
発症により二次感染を起こす
危険性が高い職業層

➤ 地域の実情に応じた健診の実施
➤ 罹患率の高い高齢者層の健診を
継続するとともに、都市部等結核
罹患率が高い地域における、結
核発症のリスクが高い住民等に
対して重点的な健診を実施

■ 学校における健診
高校生、大学生等 (入学時健診)

■ 施設の入所者に対する健診
刑務所 (20歳以上毎年度)
社会福祉施設 (老人ホーム、障害者施設等)
(65歳以上毎年度)

■ 事業所における健診
学校、病院、診療所、助産所、老健施設、
社会福祉施設の従事者 (毎年度)

■ 市町村における健診
① 65歳以上 (毎年度)
② 結核の発生の状況、定期健診の結核患者
の発見率その他の事情を勘案して特に必
要と認める者 (市町村の定める時期)

・ リスク評価を重視した効率的な健診
・ 接触者健診、有症状者受診に重点

2. BCG予防接種 (第2条の2関係)

4 歳 まで

生 後 6 月 まで
(やむを得ない場合は1歳まで)

結核の予防の総合的な推進を図るための 基本的な指針（基本指針）

▶ きめ細かく、実効性の上がる計画

- ・定期健診の対象
- ・BCG接種体制
- ・服薬確認療法の実施
- ・保健所の役割の明確化
- ・施設内（院内）感染防止策

▶ 日本版DOTSの推進

- ・服薬確認を軸とした患者支援
- ・医療機関、保健所等関係機関の連携

▶ 具体的な目標の設定

2010年までに

- ・BCG接種率6か月90%・1歳95%
- ・治療失敗・脱落率5%以下
- ・人口10万対罹患率18以下等

国の基本指針



都道府県の予防計画